

一般社団法人北海道観光を考えるみんなの会

定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人北海道観光を考えるみんなの会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

第2章 会員

(手続き)

第2条 入会、休会、退会、復会及び異動の手続きは、本会所定の用紙をもって本会事務局を通じ会長に提出する。

2 会員の住所地、名称に変更があったときは、本会所定の用紙をもって、速やかに本会事務局に提出する。

(休会)

第3条 会員は特別な事情があるときは、前条に規定した手続きにより、理事会の承認を受けて、期間を定めて休会することができる。なお、休会中の会費は徴収せず、休会中は本会からの連絡は行わない。

2 休会期間は4年以内とする。また休会は2回までとする。

第3章 会費・入会

(会費)

第4条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額

組織団体 3万円

企業 2万円

個人 1万円

(2) 賛助会員 年額1万円（一口）複数口可

(新規入会金の廃止)

第5条 新規入会正会員において徴収を行なっていた入会金5,000円は廃止する。

(入会)

第6条 正会員・賛助会員の当会への入会は、理事2名以上の推薦がある者で、当会の趣旨に賛同すると理事会が認める者について、これを許可する。

(納入)

第7条 本会の年会費は、毎年6月30日までに本会指定の方法で納入しなければならない。

第4章 顧問

第7条 本会には、理事会の決議により、30名まで顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会計

(会計処理)

第8条 本会の会計処理に関する事項については、別途これを定める。

第6章 経費

(経費支給)

第9条 本会の運営に際し要した経費の支給については、別途これを定める。

<附則>

1 この定款施行細則の改廃は、理事会において決定される。

2 この定款施行細則は、平成25年9月1日より施行する。

3 この定款細則の変更は、総会の議決の日（令和2年6月30日）から施行する。